

第479回（定例）福崎町議会会議録

平成30年6月22日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成30年6月22日、第479回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	上下水道事業管理者	近藤博之
技 監	吉栖雅人	会 計 管 理 者	小幡伸一
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
上 下 水 道 課 長	成田邦造	学 校 教 育 課 長	岩木秀人
社 会 教 育 課 長	大塚久典		

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 特別委員会の設置
- 第 6 議員派遣
- 第 7 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 特別委員会の設置

第 6 議員派遣

第 7 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際には、議案番号及び関係する資料名、ページ数などをお示しの上、質疑をしていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

1 1 番 報告第4号についてであります。昨年と同じことを聞いたんですが、この利用が今年も限定的になっておるわけですが、この開発公社についての今後の存続について、どのような方向づけがこの1年間議論されたんでしょうか。お聞かせをいただきたいと思っております。

企画財政課長 理事会におきましては、30年度末で剰余金1,900万円ほどございます。この運営経費、年間、公社の維持に50万円ほどかかっております。ということから考えますと、30年以上、公社は存続できるのではないかという意見がございます。また、受託事業が終わって解散を考えてはという意見もございました。その中で、結論を早々につけるのは困難であることから、2年ぐらいかけてちょっと検討してみてもどうかということで、今のところ終わっております。

1 1 番 それでは福崎町はどのような意見をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

企画財政課長 今後とも大きな事業がないとも限りませんので、できれば存続の方向でとは思っております。

1 1 番 私も存続が望ましいというふうに思います。昨日、私の一般質問でも、そのあたりの水路を直すことについても膨大な金が必要とか、なんだ金、金と、教育委員会も含めて金額も示さずに言われますけど、まあお金が潤沢にあるとは思いませんけれども、資金繰りが有効にできるように、こういう公社もあればいろいろいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 他にございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
6月12日の本会議2日目において、議案8件及び請願1件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。

す。

各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、木村委員長。

木村総務文教
常任委員長 皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会より、本委員会に付託されました2議案について、本委員会は6月13日に委員会を開会し、慎重審議の結果、議案第27号、福崎町表彰条例の一部を改正する条例については、全員賛成で原案のとおり可決、請願第1号、消費税10%への増税中止を求める請願については、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会から報告いたします。

議長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり
常任委員長 民生まちづくり常任委員会から6月12日の本会議において、民生まちづくり常任委員会に付託を受けました議案審査について、審査結果は事務局朗読のとおりですが、若干の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第26号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更については、現在とピーク時の加入率と交通事故災害の件数について質疑がありました。また、採算ベースなど、幾ら加入率があるのかとの質疑に対して、「平成20年度の構成市町の加入率は42%程度でありましたが、それくらいあればこの事業自体は賄えていくのではないかと思います」との答弁がありました。

議案第28号、福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、機能別消防団員の任務の内容や年齢要件などについて質疑がありました。また、「女性消防団員の参加にも道をひらくということは考えられないのか」との質疑に対し、「意欲的に参加したい、技術力を磨きたいという要望があれば、応えていきたいと思います」との答弁がありました。

議案第29号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、「県から事務移譲によって、町の仕事量が増えることは間違いないと思うが、裏づけとなる費用は増えるのか」との質疑に対し、「交付税措置、県の事務移譲に関する部分についてはありません」との答弁がありました。

議案第30号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「高齢化が進み、長期的な療養を必要とされる方が増加することが予測される。介護や医療との連携を整えなければならないと思うが、実際に可能であるか」との質疑に対し、「かねてから取り組んできた地域包括ケアシステムの構築に向けて努力してま

います」との答弁がありました。

議案第31号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び、議案第32号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑はありませんでした。

議案第33号、福崎町道路線の認定については、「開発区域の行きどまり道路について、Uターンできる場所はないのか」との質疑に対して、「兵庫県の開発許可基準では、延長が35メートルを超える行きどまり道路については、1カ所以上の回転広場を設ける必要がありますが、ここはいずれも基準の延長に達しておりませんので、回転広場は設置されていません」との答弁がありました。

各議案に対して慎重に審査した結果、いずれの議案についても、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査について報告をさせていただきます。

委員会は、6月14日と6月20日の2回開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について、説明をさせていただきます。

まず、6月14日の委員会ですが、株式会社デービー精工からの公害防止協定に基づく協議について、全員賛成で許可することに決定いたしました。

次に、住民生活課から、くれさかクリーンセンターの将来計画に係る協議について報告を受けました。平成32年度末でくれさかクリーンセンターの焼却炉が稼働停止となることを受け、その後のごみ処理をどうしていくのかについて、委員会で意見が交わされました。協議の中では、平成30年度末以降のごみ処理の方法について、姫路市から複数の提案がなされたようです。それぞれの案について、委員会でさまざまな意見が交わされましたが、委員からは、「姫路市と福崎町の一部事務組合であるくれさか環境事務組合の存続を強く求める」という意見がありました。また姫路市との協議の中で、一部事務組合の事務費の均等割見直しといった問題も発生しているとのことでした。

次に、6月20日の委員会では、くれさかクリーンセンターの将来計画を含めた福崎町次期ごみ処理計画について、今後の関係市町との協議等に対して、福崎町と福崎町議会が一体となっていく必要があるとのことから、議会として、議長を除く全議員を委員とする特別委員会の設置、そして、そこで協議すべき

ではないかと提案し、特別委員会設置の是非を委員会で協議しました。協議の結果、全員賛成で特別委員会の設置に向けて働きかけることと決定いたしました。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、河嶋委員長。

河嶋議会運営 委員 おはようございます。

委員長 議会運営委員会から、開会中に行いました所管事務調査について報告をさせていただきます。

委員会は6月20日に開催いたしました。調査結果は報告書記載のとおりですので、要点のみ報告させていただきます。

委員会では、民生まちづくり常任委員会から出された次期ごみ処理計画検討特別委員会の設置について協議しました。委員から「くれさかクリーンセンターの稼働停止だけでなく、神崎郡3町による新たな処理施設建設等、住民生活に密着した大変大きな課題であるので、特別委員会設置は必要と考える」との意見があり、協議の結果、本会議最終日の議事日程に特別委員会設置を追加することに決定しました。

以上、議会運営委員会の開会中の所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 委員 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告をさせていただきます。

対策特別委員長 委員会は6月15日会議を開催し、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、質疑と、そして現場調査、意見交換をいたしました。

要点は報告書に記載のとおりであります。若干の補足をいたします。

まず、事業の進捗状況についてであります。6月10日現在の用地取得状況では、福崎駅田原線に残る3筆がありますが、土地収用法に基づく手続は5月16日に採決、手続開始決定、8月末に第1回審理が予定とのこととあります。任意交渉とあわせて、進めていくということとあります。

工事及び業務執行進捗状況についても、資料により報告を受けました。

福崎駅周辺整備（その1）、（その2）、福崎駅前と辻川の観光交流センター新築工事は本契約を締結、工事監理業務も契約したとのこととあります。7月には旧辻川郵便局の移転工事入札が予定されています。これらの施設管理は福崎町文化観光まちづくり協議会で検討していくとのことと、皆様の意見も聞いて進めたいとのこととあります。

駅前の道路は6月1日から供用が始まっています。スピード対策などの必要性が感じられるとのこととあります。駅前と辻川の現場調査を行い、状況を確認しました。工事中の安全対策などについてもたくさんの意見が出されております。駅前の信号機設置は、供用開始後の状況を見てとのこととあります。

以上です。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第26号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についての討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号、兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第27号、福崎町表彰条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第27号、福崎町表彰条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第28号、福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第28号、福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第29号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第29号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第30号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行いま

す。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第31号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第32号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第33号、福崎町道路線の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号、福崎町道路線の認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、請願第1号、消費税10%への増税中止を求める請願の討論を行います。

討論はありませんか。

討論がある場合、まず原案に対する反対者の発言を許可します。次に、議案に賛成者の発言を許可します。

それでは、石野議員。

石野光市議員 請願第1号、消費税10%への増税中止を求める請願への賛成討論を行います。

消費税の税率は、平成元年(1989年)に導入された当初は3%でありました。平成9年(1997年)には5%に、平成26年(2014年)4月には8%へと引き上げられました。そして、平成30年(2019年)10月には10%に引き上げられることとされています。食料品と新聞だけが8%に据え置かれることについても、新たな不公平や中小規模経営者への負担を強化するものであります。消費税そのものが持つ生活必需品の日用品や食料への課税は、必然的に収入、所得が少ない人ほど負担率が高くなるという逆累進性となり、税の本来果たすべき所得の再分配機能に逆行する性質があり、これを10%に引き上げることは、その弊害をますます助長するものです。

かつては財政再建が消費税の役割のように言われた時期もありましたが、消費税の増収分が大企業減税や富裕層への減税に費消されたという指摘に符合するように、税収の増につながっていないことが、財務省がホームページで公開している統計のグラフでも見てとれます。このように、上の赤い線が一般会計歳出総額、青い折れ線グラフが税収、一般会計の税収となっています。消費税の増税によって一般会計の税収が増額したというふうには見れないわけでありませぬ。公債の発行額は増えております。

消費税の増税によって大きく景気が後退し、税収全体も落ち込んだという経験も持っています。この表は昭和50年から平成29年度のものとなっていますが、消費税の導入時の税収総額60兆1,000億円という水準を回復していないということが見てとれるわけでありませぬ。

国債残高について、財務省のホームページで、普通国債残高として、平成28年度決算で830兆5,733億円、29年度見込みで863兆8,678億円と公表しています。福祉のため、今回は特に教育に重点的配分すると言われてはいますが、消費税の増税分を財源に求めることを正当化できるものではなく、増税するなら大企業、富裕層への今行われている減税を中止することから始め、さらに歳出の抜本的な見直しが行われるべきであります。

近年、経済格差が国民の中で広がり、子どもの貧困ということも社会問題となっています。年金生活者にとっても、消費税の増税が年金支給額の増額につながらないことを政府は言っています。年金の支給額を上げるときは、物価の上昇と平均給与の二つが同時に起こったと認められるときとしています。中小企業、小規模経営の農林水産業、商店の経営費も著しい経営苦、また、広く勤労者にとっても、年金生活者にとっても、生活苦を厳しいものとし、さらに景気を冷え込ませるなど、日本経済全体にも大きな疲弊をもたらす消費税の増税中止を求める本請願は、全く適切なものであります。

議員各位の賛成をよろしく願いして、賛成討論といたします。
議 長 他に討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。
請願第1号、消費税10%への増税中止を求める請願について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、不採択とすることであります。
このため、原案についてお諮りいたします。
請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。
(起立少数)

議 長 起立少数であります。
よって、請願第1号については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 特別委員会の設置

議 長 日程第5は、特別委員会の設置であります。
本件を議題としてお諮りいたします。
くれさか環境事務組合の将来計画及び神崎郡ごみ処理施設の建設等、福崎町のごみ処理計画について、総合的に調査・検討を行うことを目的とし、議長を除く13名の委員をもって構成する特別委員会を設置することとし、その目的が達成されるまで、閉会中も継続して調査・研究することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
重ねてお諮りいたします。
ただいま設置されました、ごみ処理検討特別委員会の委員の選任につきましては、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名することとなっております。
よって、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、指名いたします。
1番 松岡秀人議員 2番 柴田幹夫議員
3番 三輪一朝議員 4番 北山孝彦議員
5番 前川裕量議員 6番 河嶋重一郎議員
7番 木村いづみ議員 8番 山口純議員
9番 牛尾雅一議員 10番 富田昭市議員
11番 小林博議員 12番 石野光市議員
13番 城谷英之議員
以上の13名を指名いたします。
ただいま指名いたしました13名をごみ処理計画検討特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました13名をごみ処理計画検討特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、委員会において正・副委員長を選任され、議長まで報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時09分

再開 午前10時12分

◇

議長 会議を再開いたします。

ごみ処理計画検討特別委員会の委員長、副委員長が決定いたしましたのでご報告申し上げます。

委員長に前川裕量議員、副委員長に山口純議員でございます。

日程第6 議員派遣

議長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、配付しております資料のとおり派遣することに決定しました。

日程第7 閉会中の所管事務調査申出

議長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。

各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定しました。

以上で、第479回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

第479回福崎町議会定例会を閉会することに決定しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は6月8日に招集され、本日までの15日間にわたり、本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件については、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても、格別の、格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆様方には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第479回福崎町議会定例会閉会に当たり、一言お礼など挨拶を申し上げます。

田植えも終わりに近づきというんでしょうか、もう終わりにして、梅雨空が続いています。今のところ心配していたゲリラ豪雨もなく、6月定例議会も本日この22日に無事閉会いたしました。

今後につきましては、暑い夏を迎えるわけですが、子ども会球技大会、また消防につきましては、中播磨地区消防操法大会が開催されます。結果によれば、9月定例議会で補正予算をお願いいたします。よい方向での審議をお願いしたいものであります。

今議会におきましては、大きな契約案件を4件上程いたしました。小林福崎駅周辺整備対策特別委員長の報告にもありましたように、福崎駅周辺整備における交流広場、駅前観光交流センター、交通広場、道の駅機能を持つ辻川観光交流センターなどです。福崎町の雰囲気が大きく変わるのではないかとこのように思っております。これら等の工事を執行するに当たっても、いろいろな懸案事項が出てくると思います。ただいま申されましたような、そういったような意見、また、地元住民の皆様方の意見等については、真摯な形で耳を傾けてまいりたいと思っております。福崎町の雰囲気が年末、また年度末に向けて大きく様変わりしようとしています。住民の皆さんの望まれる方向であればと願っているところであります。

国におきましては、先ほどからも話が出ておりました骨太の方針、経済対策、財政運営と改革の基本方針2018年が閣議決定されました。地方一般財源は2021年度まで現在の水準と実質同水準に抑制すると定められました。地方消費税増税を財源とする方針がどこへ向かうのか大変心配しているところであります。

これら骨太の方針については、項目はもう決まっておるわけではありますが、今後、1項目ごとに具体的な政策が示されてくるものと思っております。方向性が決まっていますが、まだまだ意見等をいう場面も出てまいると思っています。皆様方のご意見を賜りまして、それら等につきましては県、国のほうに要望を差し上げていきたいというように思っております。

今後におきましても、それら等につきまして、ご意見等がございましたら、それら等は事務局を通じた形の中で我々にいただければというように思っております。

今後、議会運営につきましても、よろしくごお願い申し上げまして、皆様方の活動等をよろしくごお願い申し上げ、お礼の挨拶にかえさせていただきます。今議会まことにありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして、閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成30年8月

福崎町議会議長 高 井 國 年

福崎町議会議員 柴 田 幹 夫

福崎町議会議員 富 田 昭 市